

2025 年 5 月 30 日

逗 子 市

令和 7 年度 逗子海水浴場を開設します

～ 太陽が生まれたハーフマイルビーチ ～

○令和 7 年度の逗子海水浴場を次のとおり開設します

- ・ 開設期間 6 月 27 日（金）～ 8 月 31 日（日）の 66 日間
- ・ 海開き式 6 月 27 日（金）午前 9 時から逗子海岸中央にて実施予定
※海開き式の詳細は後日お知らせします。

○海の家営業時間・イベントについて試行的取組を実施します【継続】

今後のルールの見直しや運営の検討に向けて、試行的取組を実施し、検証を行います。

①海を家の営業時間について

原則 20 時 00 分閉店を、次の期間に限り停止条件付きで 21 時 00 分閉店とします。

【期間】 8 月 1 日（木）から 8 月 17 日（日）まで

【目的】 日中の暑さを避け、夕涼みのニーズが高まっていることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、より多くの市民に海水浴場に親しんでもらい、魅力を高めていく方策となり得るのかを検証するため。

②海を家の試行イベントについて

ファミリービーチとしての魅力向上を目指すことを前提に、海岸組合と海を家の共催によるイベントの実施を条件付きで認め、検証を行います。（海の家イベントは原則禁止）

【目的】 安心安全な海水浴場を維持できているものの、来場者が減少している課題があることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、ファミリービーチにふさわしいのはどのようなイベントかを検証するため。

【想定】 子どもや高齢者等の幅広い年代を対象に、様々なジャンルの複数回実施を想定

※別紙「令和 7 年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール抜粋」をご参照ください。

○海岸関係者との連携強化を図るため、海岸から高台まで津波避難訓練を実施します【継続】

- ・ 実施日 7 月 1 日（火）午前 10 時 30 分

海の家従業員をはじめ、海岸関係者が実際に安全な高台まで避難誘導することを想定した訓練に見直して実施し、関係者の連携強化を図り、安心安全な海水浴場を目指します。

※訓練の詳細は後日お知らせします。

○持続可能なビーチへ～ 国際環境認証「ブルーフラッグ」を取得しました【4 年連続】

ビーチやマリナー、観光用ボートを対象とした国際環境認証「ブルーフラッグ」を昨年度に引き続き 4 年連続で取得しました。取得した「ブルーフラッグ」を期間中掲揚するとともに、今年度は活動の輪をさらに広げるために「ブルーフラッグリーダー養成講座」を実施します。

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部 経済観光課 黒羽・市川

電話：046-873-1111 内線 280、281

IV 海の家営業に関するルール

すべての事項について、逗子海岸営業協同組合員は必ず理解し、従業員にも周知徹底させて、ファミリー客に配慮するよう努める。

全従業員にルールが徹底されるよう、わかりやすくルールを記載したものを、従業員の目に付く場所に掲示して、組合としてもルールの順守状況を確認する。

1 営業に関する注意事項及びルール

(1) 営業期間 海水浴場開設期間と同じ

(2) 営業時間

①原則

閉店時間 20 時 00 分

※市長が条例、規則及び逗子海水浴場事業者・利用者ルールを遵守していないと認める海の家は、18 時 30 分までとする。(イエローカードが 11 ページに記載のとおり発行された場合など)

閉店 60 分前には、利用者に閉店時間を周知するとともに、閉店時、利用者が店内に残っている場合には、速やかに退出させるようにすること。ラストオーダーについては閉店後に利用者が残らないように配慮した時間帯を各海の家で決定し、利用者に向けて周知及び店内へ案内掲示等を行うこと。また、閉店後の従業員の活動は、後片付けや食事など必要最小限にとどめる。

②試行実施

ア 閉店時間 21 時 00 分 (20 時 00 分以降は海を家の BGM を流さない)

イ 試行期間 ・令和 7 年 8 月 1 日 (金) から 8 月 17 日 (日) まで
・逗子市及び逗子市観光協会が主催、共催又は後援するイベントが 19 時以降まで開催される見込みのある日

ウ 目的

- ・日中の暑さを避けて、夕涼みのニーズが高まっていることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、より多くの市民に海水浴場に親んでもらい、魅力を高めていく方策となり得るかを検証するため。
- ・南海トラフ地震臨時情報の影響や地域住民への周知不足の指摘もあり、十分な検証ができていないことを踏まえ、取組を継続し、検証する。

エ マナーアップ警備

- ・試行期間中、組合は 21 時 00 分から 22 時 00 分までの間、警備員を配置し、市職員と協力して、海岸及び近隣の街中のマナーアップ警備を実施すること。ただし、荒天等により 21 時 00 分まで営業しない場合は除く。

オ 試行の中止

- ・試行期間中の 20 時 00 分から 21 時 00 分までの間、V. 3 の違反行為に対する処分 (11~12 ページ) が行われた場合は、直ちに試行実施を中止する。
- ・試行期間中に閉店時間を 21 時 00 分にしたことにより、地域住民の生活環境に大きな影響が出ているなど、試行実施を継続できないと総合的に市が判断した場合は、直ちに試行実施を中止する。

(3) クラブ化の禁止

クラブ化の形態による営業を禁止する。「クラブ化」の定義については、ガイドラインによるものとする。

(4) ライブハウスの禁止

ライブハウスの形態による営業を禁止する。

(5) イベントの禁止

音楽イベント及び不特定多数の観客を集める目的で行うイベントは原則禁止とする。ただし、次の場合はこの限りではない。

①結婚パーティーにおける音楽演奏(BGMを含む)及び団体利用時におけるマイクの使用は、開催の2週間前までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市が許可した場合。

②試行的イベント

次の目的に合致し、全ての条件を満たした場合。なお、実施にあたっては、検証に必要な音楽及び音楽以外のイベント双方を行うものとし、実施回数は、必要最小限とする。また、同時時間帯のイベントは1つとし、音楽イベントに限っては1日に実施するイベント回数は、1回までとする。

ア 目的

- ・安心安全な海水浴場を維持できているものの、来場者が減少している課題があることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、ファミリービーチにふさわしいのはどのようなイベントかを検証するため。
- ・昨年度行われた試行的イベントは、実施ジャンルに偏りがあり、どのようなイベントが風紀を維持し、ファミリービーチとしての魅力を高める方策となり得るか十分な検証ができていないことから、様々なジャンルを実施・検証する必要があるため取組を継続する。

イ 条件

【共通事項】

- ・ファミリービーチとしての魅力を高めることを目的としたイベントであること。
- ・海岸組合と海の家が共催で開催し、海岸組合の管理のもと行うこと。
- ・実施時間は9時00分から19時00分までの間とすること。
- ・イベントの開催を予定している海の家は、開催月の前月10日までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市の許可を得ること。
- ・イベントを実施する海の家は、市及び海岸組合からの指導に従うこと。

【音楽イベントに関する特記事項】

- ・音楽イベントは観客が着席して鑑賞する弾き語り形式を基本とすること。
- ・音楽イベントの申請があった際、市は関係機関に送付し、イベントを実施する海の家は関係機関からの指導に従うこと。
- ・観客に発声やダンスを求めて盛り上げようとするなど、あおるような行為は厳に慎むこと。
- ・マイクや機材等の音量は地域住民に最大限配慮し、イベント中であっても海岸組合及び市の指導に従うこと。

ウ イベントの中止

- ・イベント実施時にV.3の違反行為に対する処分(11～12ページ)が行われ

た場合や、市及び海岸組合の指導に従わなかった場合は、当該イベントを中止する。

※イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものも含む。

(6) 騒音対策

- ①海の家の中に出力をしぼった重低音を発生させないスピーカーを設置して、BGMを流すことについて、市長が特別の理由があると認めた場合とみなし、許可する。
- ②海の家は、海水浴場利用者・海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。
- ③組合が貸与又は許可する音量制限のあるスピーカー以外の音響機器の使用は認めない。組合主催の説明会に参加し、指定のスピーカーを使用する場合に限り、BGMを流すことができる。スピーカーについては組合指定の位置・向きに限定する。

(7) 反社会的勢力の排除の徹底

- ①組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。
- ②組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

(8) 風紀上の対策

- ①海の家の従業員は、刺青、タトゥー等の露出はしない。（**条例第4条**）
- ②酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、身分証明書等により年齢を確認したうえで販売する。
- ③店舗内でのアルコール類の提供にあたり、泥酔者を発生させないよう努め、また泥酔者にはアルコール類の提供を行わない。
- ④提供したアルコール類は店舗内から砂浜へ持ち出さないよう注意喚起をする。
- ⑤飲酒をした客に、遊泳しないようにポスターや声かけ等の注意喚起をする。
- ⑥飲酒後に水上オートバイを操縦することによる事故防止のため、水上オートバイ操縦者への酒類提供を行わない。また、その旨を記載した掲示物を設置し、声かけ等の注意喚起をする。
- ⑦店舗内で他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出しないよう客に注意喚起をする。客が明らかに注意を聞き入れない等、店舗側において対応が困難な場合は、マナーアップ警備員に通報する。
- ⑧店舗内において、大声で騒ぐ、威嚇、若しくは喧嘩等のトラブル等の発生を未然に防止するよう努める。店舗側において対応が困難な場合は、速やかに警察に通報する。
- ⑨強引な客引きは行わない。